

昭和三十三年七月二十五日
第四回臨時會之議錄

昭和三十一年館山市議会才四回臨時会公議録

一 昭和三十一年七月二十五日午後一時館山市議会才四回臨時会を館山市役所分館會議室に招集

一 出席議員(三十五名)

- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 一番 | 石井 潔 | 二番 | 高橋文治 |
| 三番 | 伊勢山之助 | 四番 | 小浜光義 |
| 五番 | 後藤ゆき | 六番 | 秋山万次 |
| 七番 | 鈴木市蔵 | 八番 | 金木又一 |
| 九番 | 安西政治 | 十番 | 田中録郎 |
| 二番 | 脇田順一 | 三番 | 吉田勇治郎 |
| 三番 | 小沢太助 | 四番 | 中村良五 |
| 五番 | 小谷無遠 | 六番 | 田村喜兵衛 |
| 七番 | 嶋貫扛作 | 八番 | 佐久間晋次郎 |
| 九番 | 黒川伍太郎 | 十番 | 山口房治 |

二番 荻生田七郎

二番 小次惠太郎

三番 福岡保徳

二番 山本 昇

二番 松本藤太郎

二番 可世木芳蔵

二番 鈴木 孝

二番 山口 康

二番 遠山ヨネ子

二番 磯辺周雄

三番 大野清五郎

三番 望月暉作

三番 田中忠蔵

三番 飯田義男

三番 嶋田 繁

一欠席議員 方し

一法外二百二十一季に上る出席説明員

市長

田村利男

町役

十出武男

収入役代理

眞田森吉

総務課長

完戸 貴

商工小産課長

吉田耕一

建設課長

新井重助

農産統計課長

高木哲三

戶籍課長

伊藤幸太郎

稅務一課長

黒野芳雄

稅務二課長

山口 実

秘書課長代理

小倉澄男

保険課長代理

渡辺 茂

選管事務所長

岡崎美吉

福祉事務所長

長谷川広治

診療所事務長

池田亮山

監査委員

奥 武夫

消防署長

安藤 竜吉

教育委員会教育長

工藤 和乎

議事録 鶴沢寛覚

数回委員会の報告書 松本久

一本議会の事務司長あまの書記

事務司長 高梨清一

書記 太田博雄

同 真田幸男

囑託 畑中弘敬

昭和三十三年四月四日館山市議会臨時会議事日程

昭和三十三年七月二十五日午後一時開議

日程第一 報告第一号 昭和三十三年度七月創月検査報告

第二号 検査報告について

日程第二 請願書 (新井楠見地区下水溝改修)

日程第三 臨時出席検査立会議員の互選について

日程第四 議案第六号 農業委員会の推薦について

日指才五議案才七六号 元凶岬修養病舎の一部を処分するに付て

日指才六議案才七六号 市有土地の処分付付に付て

日指才七議案才八二号 市有財産の処分付付に付て

日指才八議案才八二号 消防用短波無線電話装置購入に付て

日指才九議案才八七号 国民健康保健運出母議會本部の遷任に付て

日指才一〇議案才八二号 館山市文化財保護審判制に付て

日指才一一議案才八四号 館山市職員定数審判の一部を改正するに付て

議案才六六号 館山市職員給与審判の一部を改正するに付て

議案才六六号 館山市職員の等の旅費に關する審判の一部を改正するに付て

に付て

日指才一二議案才六八号 館山市教育委員の請給を減らすに關する

に付て

議案才六八号 館山市公民館審判の一部を改正するに付て

議案才六九号 館山市図書館審判の一部を改正するに付て

議案第百一十号 銀行手続の改善案の取組むるに關する案の修正を以てす

修正案

議案第百一十号 銀行手続の改善案の取組むるに關する案の修正を以てす

議案第百一十号

銀行手続の改善案の取組むるに關する案の修正を以てす

議案第百一十号 銀行手続の改善案の取組むるに關する案の修正を以てす

銀行手続の改善案の取組むるに關する案の修正を以てす

議案第百一十号 銀行手続の改善案の取組むるに關する案の修正を以てす

議案第百一十号 銀行手続の改善案の取組むるに關する案の修正を以てす

議案第百一十号 銀行手続の改善案の取組むるに關する案の修正を以てす

議案第百一十号 銀行手続の改善案の取組むるに關する案の修正を以てす

議案第百一十号

銀行手続の改善案の取組むるに關する案の修正を以てす

議案第百一十号 銀行手続の改善案の取組むるに關する案の修正を以てす

銀行手続の改善案の取組むるに關する案の修正を以てす

一 銀行の業務の改善に關する事件

議事日程に同じ

〇———〇———

議長(吉井潔君) 用合に先立ちまして島田議員の監査委員就任の旨を承知を承知いたします。

一 島田繁孝君 登壇 拍手

〇三十一番(島田繁孝君) 私、総務監査委員に御推挙を受けました。再度この席を承知することがなされたのでござります。

御承知の通り地方自治法が改正せられました。その職責が一層重大になつて参りました。際、顧みまして力が足りませんが誠に遺憾であるような次第でございます。しかし、たゞ推挙を受けました。私からは微力ながら一意お盡ししてみたいと決心してある。どうか御承知を承知いたします。それにはやはり皆さんの御支援がなければならぬと存じております。

〇三十二番(吉井潔君) 一番御承知のほどを承知いたします。この席が

らおわがし申上げらる次第でございます。はなはだ御尋ね願ひす
か一言申上げまして御仕のありさごとしなします。

○議長(三) 議長(申上げます。本日出席議員数二十六名。

二九(三) 四回協議会臨時会を申会したします。

暫時休憩をしまして協議会に御替之たりと存じます。

午後一時十二分休憩

午後一時二十二分用議

○議長(三) 議長(現在出席議員数二十七名。本臨時会に議事不

説明のため同村市長、小出助役、片戸総務課長、若辺伊波課長

代理、寺田商工小産課長、岡崎選挙管理事務所長、真田収入役代

理、新井建設課長、高木農産統計課長、小倉秘書課長代理

長合川福祉事務所長、羽山宮主課長、伊藤戸籍課長、黒瀬

我務才一課長、山口地務才二課長、池田診療所事務長、工藤

教育長、猪江庶務課長、松本社会教育課長、奥山査査委員。

以上の出席を止めましたので御報告いたします。

○議長(石井 淳君) ついで会議録署名委員の決定を行います。お諮りいたします。従来の例により議長のお名により決定いたしますこと、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 淳君) 御異議なしと認めます。五番議員後藤ゆき君、三十四番議員飯田義男君以上御両君に決定いたしますこと、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 淳君) 御異議なしと認めます。よって決定いたしました。○議長(石井 淳君) ついで今期の決定を行います。本臨時会の会期につきましては、議会議事録署名委員の意見は本日一日とし、ことごとくお諮りいたします。今期は議会議録署名委員の意見通り決定いたしますこと、御異議ございませんか。

(一) 異議ありと呼ぶ者あり

○議長 〇 〇 〇 (御異議なしと認めますよって今期は一日と決定いたしました議案を配布いたします)

(議案配布)

○議長 〇 〇 〇 (議案の配布をなさいましたか)

先ほど報告申し上げました議案説明者のなかの安藤氏の報告長を加えます。議事のおき詩に配布の目録表により上げりいたします。

○議長 〇 〇 〇 (目録表一冊を十六日、同十七日一括上げいたします)

(書記朗読)

報告第十六号 昭和三十三年四月別月検査報告

報告第十七号 昭和三十三年四月別月検査報告

(奥武夫 登壇)

○監査委員(岡武夫君)報告第十六号について尙説明申上げます。

七月十三日に創月検査をいたしましたのでその結果を申し上げます。

まず一般会計におきまして市税の収入が四百五十万有余ありましたが、このうち市民税が七十九万円、固定資産税が五十七万円、自動車税が九十六万円、たばこ消費税が五月分として百五十八万三千五百円、電気ガス税が六十五万四千等が主なるものでござります。

税外収入につきましてはこの年度のページの税外収入欄を詳細示さねたおします。この表を御一覽ながりとついでござります。

支出につきましてはこのページの一般会計支出表に於いて御参考照ねがらんとついで申し上げます。最初のページの戻りまして市税の収入未済額がこの数字に及びます。八十九万九千五百円年となっておりますが、このうち前期のこなりものが五十二万八千五百円にござりますので、正味の増減額は約三十五万七千五百円にござります。以上で一般会計を終りまして、ついで特別会計の公益質屋について説明申上げます。

ここで勝手字の数字に誤りがござりまするのでひとつ御訂正をわがいにう
 らざります。最後の出納員保管が九万三千五百円となつてあります
 がこれは三十一日七千四百八十九円でございます。収入の部にあきま
 して前月の残高後において貸付金回収額、貸付金利子額
 がこの六月中に一銭も入ってありません。これは市の会訂簿へ入つて
 りないのでごんごん報告を書りなわけでございますが、実際にあきま
 しては船形會屋、富崎會屋ともに元金の回収、利子の収入もあつた
 のであります。それをもとに船形にあきましては千葉銀行の船
 形支店、富崎にあきましては富崎農協に預金してあきまして月
 半にそれを市の会訂へ入るつもりであつたのでござりますが、自分のが
 病氣になつてしまつて外んでその手続きができなかつたといふことで
 あつたのであります。月が替りまして、何もなくてその額は会訂へ入
 っております。その額が元金にあきまして二十三万二千九百五十
 円、貸付金利子にあきまして四万二千三十九円、合計二十七万四

千九百八十九年と同じものが出勤員が保管しておいたのでござります、かみることばもさういひがらにてござりまして、こんど絶対にはいりつゝのことなように採員の方々に所管課長に十分注意してあきました。

以上で實屋を終りましてつぎに特別会計國民健康保険でござります、まづ収入の事業勘定にあきまして二百十五万四百七十九円入つておりますが、このうち國庫からの助成交付金が百六十四万五千四百七十九円ござります、それから前年度からの繰越金が四十九万五千二百十九円このなかに含まれております。その他は大体この春によつて御了承したわけのことと思ひます。のでよろしくおながいいたします。以上で報告がなすの説明を終ります。つぎにキナキナでござります。創手一回やります。保育園ならびに教育委員会の関係の学校、幼稚園、青年学校等につきましてもその授業料、保育料の徴収状況ならびに本年は物産の保管状況について並査いたしました。七月十六日、十七日、十八日の三日間でござります。授業料、保育料の徴収につきましては年々その徴収事務も整備されてきておることば

十分認められました。その金額の徴収額については専業会討へった額と相違がないことを確認いたしました。なお、この徴収は従来の慣例に準じまして、学校幼稚園等の養育先方による徴収をゆだねてあるものであります。これは先主の方になります。しなくてはならないことをやらせてあるというものは、気が付かすなりともある場合には感受をいたしますので、やはり本職員もしくは公任出納員として当局から正式に任命してその徴収を責任をもつてやることになりさうか好ましいと思ひましたので、この意見を取りましたのでござります。それから四の保育園の保育料についてでございますが、たゞし、毎月、その月の保育児童の数は二十五月十人が出席したと、この概算調定もあってあります。翌月になつて正確な措置費を出して収入の調定の増減を行つてあります。しかし、尙承知の通り、保育措置料というものは、保育児童の出席回数によつて個々に違ひますので、毎月末においてはおつきり確定するわけでもありませんから、翌月の下旬にたつてその前月の

確定した調査額を調査して行うのが妥当であると考へるのでござります、
この富崎幼稚園の保育料の誤謬調査であります。昨年の九月に一人
一人を向違えて多く調査してしまつてそれがうのまま未整理のまま現
在になつておつたのでござります。もちろんこれは誤りでありまして、から気がつ
ければ直ちにこれを訂正しておいてくれればそれでよいのであります。か
らこの点については注意をなすことと申しておきました。以上で授業料
保育料についての説明を終ります。つぎに物産の保管状況でござり
ます。備品の取手整備と備品の保管について十分の気をつけねばな
らぬことについては前もつてよく申しておりましたのであります。なかなか
二つが面倒なことでありますので、実際には実行せんないない現情で
ござります。この回保育園と教育委員会関係の各管下のものをめま
した。が、保育園におきましては大体において福祉事務所等の指導がござりま
す。備品の取手整備と保管については、それぞれ各管下にござりましても、
それがはつておつて

一部にはおんあつたところもあります。全般的にみて遺憾ながら良好
とはいえないが、状況をごぼりました。備中の際も非常にむりものを使つて
あります。取得価格、購入価格のわかつてゐるにもみわらず全然記載
されていなく、この現情のものが向つてあります。そこで委員会の方へ
いろいろのご注意の備中の際の様式を委員会にて研究して一致し
たものをとり、これを学校、幼稚園等へ統一の備中の際をまず整備
してほつて、よゝの備中の際について、物中の整理について十分の注意を
して、ご注意の方とご注意を申した次第でございます。以上で、ナ
ナオの説明を終ります。

○委員(の)キ 漢(の)本報告に於ては、一、御意見にござりませつか。

(一)果(義)が、一、御意見あり)

○委員(の)キ 漢(の)御意見に於ては、報告は、一、御意見にござりませつか。

おま

○委員(の)キ 漢(の)御意見に於ては、報告は、一、御意見にござりませつか。

(書記朗讀)

請願書(新井、楠見地区下川溝改修)

〇(三上)校長(佐全田七郎君)紹介議員を代表いたしました一言をおわかし申上げます。本下川の改修の請願の事由は内容は出づるごとくあります。多年の改修懸案ごましまして、しかも降雨の際等は一番その必要に迫られております。区域は下町から新井、さらには伊町、楠見にわたっておりまして住民の難渋はひとまたがるものであります。以上御見察本下川にまゝ御賛成あらんことをおわかし申上げます。

〇(議長)の井 津君(本請願書採択に對して御異議ございませんか)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇(議長)の井 津君(御異議なしと認めます。よって本請願書は採択と決定いたしました)

採択と決定いたしました。採択されたのでございますが、この処理をいかにいたしまして、どうか、たまたまには市長の方へ送付することでおわかし申上げます。まするか。

異議なし」と呼ぶ者ありし

○議長(石井 津吾)とくは市長の手許へ送付いたします。

○二十三番(福岡保徳君) 請願の採決になつたときの処置について伺ひたいと思

います。 関連がもりますので…… 二十八年の九月に船形の托兒

所設置に ついては、赤野財政の理由でもつてしほ可なりなつたものと

わかつた。 赤野公立幼稚園の設置に ついては二十八年の九月 西野中

小学校の敷地を新築地にして三十年の十一月 大町回の九重の道路と校舎

の改築に ついて採決になつておりますが、一年をたててもうながないか

赤野財政の理由が、このことはどうなつたと思ふんですが、このころは

伺ひたいと思ひます。 赤野の採決のひきかきをまじはらないで、

このころは、このころは、このころは、このころは、このころは、

○議長(田村忠雄君) 算情等については請願書に示して重要かつ緊急度

の別による可なりと思ひます。 赤野の財政のひきかきをまじはらないで、

このころは、このころは、このころは、このころは、このころは、

その間の事情もござりまするので、事情をよみ入勘察いたしました。ござりまするべく早く
入る手筈にござります。

〇三十三番一橋岡保徳君(とんぼ)は、赤字財政の理由を考へてやらなかつたか。
その分、いともかならず採択になつたものは、近き将来にやういふ方、
よく考へて差支へておはしませんか。

〇三十三番(田村利男君) 大正時期を過して、ちんぷん考へて、いかに、

創設の大正の学校の道路などは、すばやく、地方の共利提供の話もありますし、
設計も、さういふ、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
思ひます。

〇三十三番(福岡栄徳君) せいとも採択になつたものは、かならず実行して、
たゞ、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、

〇三十五番(松本藤太郎君) いま採択之れ、まいた、昭和更工の下水ですが、
これに、実運して、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、
いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、いかに、

なんです。前々からこの下水のことについて、当局におねがひして来たんであります。そのときの返事とあります。答へといたつのは、基幹下水ができてないところとであつたんですが、基幹下水とどうか、都市計画による下水はいろいろやる見通しがあるのか、二年ぐらいつりかへしてあるんです。

○建設課長(新井重助君)ただいまの御質問には、答へいたします。従来都市計画といたしまして、やつておりますのが、道路と水利事業であります。水利事業は五カ年計画で、一たびおつた排水施設は建設省の承認を得たのであります。こんど井構が変更しまして十カ年計画のなかに織込むところの、昭和三十一年度から昭和四十一年度までの計画のなかに入つて、計画中へつておつたので、御心配がございと思つておつたります。

○三十三番(村本藤太郎君)幸ひ、きまのりいろいろうらなひに陳情が出たから、おつていふですけれども、三十二年から四十四年、十年も先のことをいふん

本題はさういふことについて本コ先をさうしてあつた。逃びてあつた。

この事はさうして聞くことにはさういふと誠意がなすかと思ふ。さういふことについてはさういふに實際に地方から出るおぬがりものものは本堂に用いてさういふことおぬがりさういふであつて。さういふことさういふのが持てなぐしませし誠意をもつてさういふにたいしてさういふと私は希望しておぬがす。

議長(さ) 井 澤 君(さ) 今程カ三臨時出納検査立会議員の
の選定はさういふことさういふこと

臨時出納検査立会人の互選を行います。お諮りいたします。従来例によりましてさういふ手許に配布の申合せ決定とその程度さういふと決定してあります。さういふが、今回も決定に基いてさういふと決定するものと為異議はさういふことか。

(さ) 異議がさういふと呼ぶ者あり

議長(さ) さういふ(さ) 為異議なしと認めます。さういふことさういふことを行います。

さし棒の先端を黒く塗った棒を引きの方が当選人といたします。
それでは今回は三十番議員の方から逆はつじぎを持こります。

(抽 選)

○議長(さき 澤君)ただいま実行のつじぎの結果を申し上げます。

八番議員 金木久一君、十番議員 田中祿郎君、三十一番議員 大

野清之郎君、三十四番議員 飯田義男君、以上四名の方を当選

人といたします。以上でござります。

○議長(さき 澤君)つじぎの日程は四議員をオハナ四名を上程いたします。

(書 記 朗 讀)

議案オハナ子農業委員会委員の推薦に關して

(「果議か」と呼ぶ者あり)

○三十一番(ヒロ君)さき(さき)は、提案になりました農業委員の推薦

の議案に対しては、提案の理由を申し上げますが、別所正二氏は温

情的なご意見として、農業は、一般の知識において必要とせられて

今回改選するに當りまして本議会から推薦する最適任者と存じま
し提案した次第でございます。なにとぞ諸君の御賛成を賜りたく存じ
ます。はなはだ簡單であります。御説明に代えさせていただきますと
ます。」「異議なし」と呼ぶ者あり」

議長(石井 深君)御異議なしと認めます。よって本案は本案通り決
定いたしました。

議長(石井 深君)つづいて日程第五議案を七十五号を上程いたします。

(書記朗讀)

議案第七十五号元西州障害病舎の一部を処分するにつりて

総務課長(兒手 貴君)七十五号につりて御説明申し上げます。別紙四面

にござります。同口ナ三回半、奥行三回、四十坪五合の元西州障害病舎

を今回北条小学校講堂等改修期成同盟会に無償で寄付をいたし

まして、これを北条小学校の図書室に改装して児童の勉学に利用さ

せようといふものでござります。同校に現在PTAが建築いたしました二

この三十一坪の図書室は、まだありませんが、狹隘をシゲてあります。が、期成
問題会がこの寄付を促し、まして「材料」で二十四坪の図書室を建て
まして、P.T.A.に寄付したことにしようと思っております。のべ、今日これを無
償で寄付したいと考へます。

○大崎一安、西政治君（下）安施設を使つて、したがへんことは、結構だと思つて
か、北条小学校の図書室といふお話でございますが、教育委員会は
おつて、何となく、いふようなお考え、ない、ほんが、お話がありましたか、どうか
どうしたら、お話を、すまうとお伺いしようと思つて、あります。

○教育長（上）藤和平君（お答）いたします。北条小学校の講堂その他の改修
期成問題会、これが、ある月を寄付いたしました。と、それによつて、講堂の改修が
はげなつたことは、御承知の通りでございますが、たゞ、いま、総務課長さん
からの、話の、おもしろい、話には、図書室が、いかに、狹隘な、ものであります。と、こ
期成問題会、い、た、ま、し、て、は、い、ふ、よ、う、な、五、十、五、坪、ほ、ど、の、募、金、中、で、あ、り、ま、す、が、
なかなか、これ、と、て、困、難、が、あ、つ、て、い、つ、目、的、達、成、が、き、ん、か、わ、か、ら、な、い、と、い、ふ、

この現情でございますが、なんとかくして図書館の完成をみたつてこつていふこと
で再三校長からやんやんがらびに市長に話があつたのであります。
市といたしましてもござるに予算等、凡そ図書館の建つのが望ましくつてこのので
市長なしがたやんやんの考といたしましたして、西岬の隔離病舎が享り幾いね
もあるのだよつてこの病舎の資料を提供することによつて早くござるなと
非特の享りござらうと、みよつた見解のもとこつていふ取討つりに賛
成したやうでございます。

。二十一番一校生田十郎君（草母）の賛成するものであります。ただ二人に
関連がございますが、こつして西岬隔離病舎が完成せん、その他各隔離
病舎の必要性がなつていふので他に転用すると隔離病舎がなくなるこ
つてこつとはしつかりした立派な遊病舎がござるといふことが前提条件
であると思ひますが、今會にありてもうしたことが、発生してあります。
向とき館山市にあつてこつしてこつてこつたが、なつては断言しがたつていふ
な場合に、當分は一年理想に近づき、市民が安心して入館するものが

つき得る。隔離病舎を完成する御意思はあつて思つて居ますが、
 どのようにならざるのめ、どうお長さんはお考へにがつておつて、どう
 実現する御意思があるか、伺つたりと思つて居ります。

お前も、田村判官君（隔離病舎の必要なるには甲上するまでもない）と
 現に此来の南町にもあります。隔離病舎も完全とはしません。何十年
 前の支打隔離病舎でもありますので、市におつてはなるべく早くある
 りはもとを直に申上げると三十三年度予算、お計りお算おつして、その
 此来隔離病舎を全部取りまして、あつて、大体県の指示するよつたな
 隔離病舎を建てたい。また県の衛生部長も、衛生部も、その
 よつて指示してありますので、中心と申しますか、現在位置なら大体
 世論的にも納得が行くんではなつかと思つて居りますし、またお方
 集まつて、場所として、お文句はない、おなかと思つて居ります。

また近隣町町創設の、三まとも、どのことだと思つて居りますが、
 第三町町も一橋に合流して、金を出すと、どのようになつて

村長からいわれたことはござります。しかしその内容はまだ積極的には話合っておりません。しつぱな早いペースに理想制な滞裔病舎を建てる必要があることを痛感しております。

○十九番一黒川佐太郎君（共栄小学校講堂等改修期成同盟会といふもの）の性格をお尋ねしたいと思ひます。そのメンバーとか……

○教務主任課長（鴉又貫覚君）お答えいたします。これは共栄小学校学区の学区民を丸ごと一丸ものが会員となつてあります。PTAを中心にして、学区民が大部分でござります。

○十二番一黒川佐太郎君（別）は法人でもなんでもなりわけですか。

○教務主任課長（鴉又貫覚君）これは昨年の議会におきまして御説明いたしました。講堂の修理を中心として、共栄小学校の便所、給水施設、いんべ焼却炉等を改修しようとして、大卒百五十万の目標額を決定しまして、募金をいたしました。このうちの百五十万の方へ寄付しまして、講堂の改修もいたしました。あてはなすので、図書館

を拜見しようとするものごうございます。法人ではございませぬ。

○十九番一黒川佐太郎君（私）の問題についてはおえて反対。むしろ賛成するものでもあります。法的にどうしたものであつて市の財産を処分することには差支えなかりかどうかとどうもを尋ねます。

○松尾幹吉（兎）貴君（松尾）は法的な面からいらしたところかやかりませんが、これは結局、図書館を建てまして、また中学校の生徒の利用に供する、という関係どうなつておるのです。市長の行政面におしてこの関係は差支えなかりとどうも解決しております。

○市長（田）打田男君（田）の御説でございます。と満足いたしますが、私前にも、本小学校の関係をいたしましたとき、現在の本条小学校の図書館が、これは市の市立図書館の青使つたよりに建物を市から出さず、図書館に改造したことがござります。これをどうするか、市から申したから、完全なものとして、市にお返ししようとするので、PTAで申したから、ござります。大ききまごころごまませんが、いまし図書館の坪数

が市の学校の建物の坪数よりかゝる。教育の坪数がかゝると且つ合
が悪くなるので市の建物にしないのが坪数がふたなりからいりださう
と云うのはもうなやわで、実際は市の建物であり、PTAの建物であるわ
けですが、PTAの方とてはしつども市のもの寄付するつもりであつたわけ
でござります。とて同じようなケースが今回とらえたわけだと思ひ
ますが、例へば、奥野一は向にあましく去年、父事を越しまして焼けま
した倉庫があるんですが、あれは奥の建物でかくて同窓会の建物であ
つたやうで、下なやわしまし、巨けんども奥の建物を焼かなかつたと云う
結果が出ています。話は全然別でござりますが、そんな事なことでござ
りまして、実際は奥のビル、また、館山市の教育で使うわけですが、
所有権は期日同盟会が永久にあるものでなりからPTAで持つも
んと思ひますが、実際は市へ寄付するものが建前だと思ひますが、
要するに同じようなものが、館山市学校の玄関がたしか市の建物では
ないと思ひます。あれも市の建物としますと、館山市学校の校長の

建物の面積がふえるから用るとしてのPTA所有の玄関とリビングにならんとて記帳してあります。

十七番ノ嶋 貴 社 作 君 (海軍官はよくわかりました。別に問題はないと思う
のがあります。だが法人格のなり期成同盟会というものを併存する。

そのメンバーもわかる。としようならばせめてひとつとしようです。
ます。その長はのりこでして。

○教養夜務課長(轉次貴覚君)お答をいたします。この期成会、会長は

(一)会長でないが、会長の名前にする。とならぬかと思つたが、将来

会長の独断に任せようか。となつた。と申す。市の併存する。議上と實際
とが違つてくるからと申す。申す。会長がたれたらという

に、そのことならぬ。建設問題会の設置の。の。議上と
議上と。このことならぬ。と申す。申す。このことならぬ。と申す。

議上の可題。そのことならぬ。と申す。申す。このことならぬ。と申す。

役員の。そのことならぬ。と申す。申す。このことならぬ。と申す。

東京にござりまする社会福祉法人東京サレジオ学園といふのが

今回安否女子高等学校の不必要になつた校舎を買収して夏

手算をもちらえ設けたりといふので市に貸付方を申込んで参ら

のござりまする。この法人は社会福祉事業法の五十二条によりま

して国の補助と監督を受ける財団法人でござりまする。現在同

地域には早稲田や武蔵野音楽大学 あるいは新宿区の夏女子

算等もござりまする。土地発展のよみから適さるもさうく考へてこ

れを有利に貸付けたいとするものもござりまする。

○ニナト(たまた田)や(あ)成分は格闘かと思ひますが、サレジオとい

ふのは「年」としては学園でござりしたあ仕事(ア)といふは「園」か

レナト・タニナリといふ人がやうにおもひますか。とつたあ事務のまの

みすまるといふか

○松野(長)見(予)あ(ま)ニはらわゆるマシ教の社会福祉事業

のござりまして、この関係で現在生徒数が三百もござりまする

それぞこれらの三百名の生徒を随時館山市へ避暑に寄越したりといふ関係でございます。して事業の内容等につきましては以上の程度にわかりません。「ミツシヨンのスクールですか」と呼ぶ者あり「ミツシヨンのスクールともちよつと違いますが、さういつたよつな内容のものです」「異議なし」と呼ぶ者あり

○二三番（福岡外徳君）御参考までに伺いますが、二百三十八坪二合三勺を八千六百七十九円で貸付けられた概をひとつお答えて下さりかと思ひます。

○総務課長（宛先 貴君）これは家賃代^地統制令によりまして計算して年額八千六百七十九円でございます。「もう一回説明して下さい、わからなかった」と呼ぶ者あり。家賃代統制令によりまして計算したものが八千六百七十九円です。「異議なし」と呼ぶ者あり。○議事（おき 課長）毎異議ござりませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(る井 澤君) 御異議なしと認めます。よって本案は本案
通り決定いたしました。

○議長(る井 澤君) (ついでに日程ヲテ議果ヤハナニキモ上程シテます。
(書記朗讀)

議案ヤハナニキモ市有財産の処分ニツいて

○市長(田村 男君) (これは那古の農業協同組合内の敷地と十二号
のりの上の建物の代金とでございますが、これは那古小学校の講堂
が非常に腐敗いたしましたのでこの復旧に市の予算と地元負担金とは
那古の地区民の希望するほどの修繕ができません。なにか市が賣
つてくれたら農業組合のテラと様子を払うといふ言葉を使ひましたか
たはみだりに安く借りしめることだか、那古小学校の次の回へ入れたら
農業組合が安く買つて現金を市へ寄付するから那古小学校のテの
へまこと立派に講堂として修繕をすべしといふことか、それが本気でいふこ
まして、二二一の教育予算に那古小学校講堂の修費は盛って

PTA関係の人がいろいろな事情も見合せまして農業組合関係の人
と折衝いたしました。いろいろの様な議案を提出した次第でございます。

○十七番一崎貴杜作君（とれど市長はこの問題をどう処理するお考えでございますか。

那古に二十万円やつちまはさじといふお考えですか。その裏について。

○市長（田村知事も二十万円は市の金庫へ入れまして、たしか三十万円が那古小

学校の講堂の復旧費予算はすでに盛つてあるんですが、）だから、講堂を修理

すると盛つてありますね。そのほかに二十万円が地区のほうにいくんではない。農業

会で購入してもらつてさうして那古の小学校に使つてもらつて金にするわけですか。

と、いふわけが知りたうことはその二十万円を市の金庫へ入れるに決りませ

んが市の金庫からその那古のほうに出してやつて下さるかどうかいふことは

お伺いするでございます。呼び名はあります。三十万円を二十万円にして那古の小学校

講堂から出してさうするにございます。

○三番田伊勢弘之助君（と、いふので、）この二つの話の却つてお金二十万円とこの金を

おとすわけですか。どうもその大納言が行かぬんです。教育予算

の審議をどうしようとして取引を承るとしてのことについてやれやれと一々
意なんですが、二十万円の金にてもどこに使つたら一番いいかということも考
へてから使つて欲しいんですが、十一坪の建物と土地を買つた十一坪で二十万
円の増加をしたとしようということなんですわ。この尺について現在那古のあの地
区の価格はどのくらいしてありますか。よくわからなんでしょうが、そのままど
市が売却してある価格に比較して別段低りということも尺はなんでしょう
か。この尺がオ一と教育委員会としまして、この二十万円の金を
那古小学校のみに使つて欲しいという見解について委員会と一とどうし
お考えであるかお伺いして戻りと思ひます。

。十六番) 鳩貴社作君(この金を那古の講堂にかけないれば那古
のたぐい買いますかどうかこの尺をはかりして……)

の(市長) 田村利男君(那古のたぐい校へ使つてくれませんかどうすれば
いいですか、(使つてくれれば) 買つて、那古の協同組合が使う権利を
持つてほしいんですわ。地代を別としましてそれを向うで買おうとすれば

余様とこの長を組合せざる考なはしと云ふとあぐげなわしだつて向口合しません
がその長とはスリヤサマにいたが長に「くぬが者あり」

の教育長(工藤和平君)伊勢議員見之の質問にお答のいたします。
那古小學校の講堂は危険度において相当高り方になつてあるんで
ござりまするが「」を口聞りてなはし「」三青議員の質問「と平
が者あり」(これがしつても申しますよ)に普通教室のあとになるまじな
関係ごりつにれに着手できるか目下計画が樹たなかつたんであります。
と云ふ持つてきて地元がごりつても講堂を大改修一なりことにはこれは
公民館の活動にも使ひのでしまはらぬことには將來にありて多額の
金を要して非常に困るといふ要請が校長からもPTA会長からも
再三あったのでござりますして地元と一ても相当お金をくつてとれに若
干の金を加えてもと云ふは非常に有効適切に使はると。こりつ
もつともな障情でござりまするので教育上の見解からこれに二十万円の
金がおれはとらにありがたりとこりつるふんな見解を持つていらむけと

ります。

。市長(田村判男君)會同の外音がやかりませんが、私の方から先に申上げます。大まき建物はずいぶん何年か前に那古組合へ賣つてしまつた建物でありまして、その後にある小さな手家の十一坪です。それから二回くらのまたなりの物置サチリな家と地所が市の所有で、これを全部あげて、那古協同組合の村育になる。こゝにこのこゝにこのこゝにありますが、この大はわかつてるんです。ただ、賣つた金の、まことに市の金庫へ入ります。市が何に使おうと自由ですが、予算の上で三十万円しか現在は組んでいなり。五十万円組んであるというお約束がある。はなにしたと思ひます。けれども、それがなげけなごとで自由にかさとりをなせる田ります。かからねと、だご念を物すんですよ。と呼ぶが者あり(地元から三十万円現金の昇付申込が、昨日町長にまいした。こゝに市の予算が三十万円ありまして、半分の半分が、タリたり。講堂は大津昇付が、なげけなごとならな。こゝにこのものが、私の立場で、三十万、三十万、三十万、六十万の講堂ま修理様。

とらうと成ったんですが、それだけ元のお合議の買とやPTAなどたち
が農業組合で無理して買わせるから二十万円一回つくればなりかたりに
ましたので市長と一まへには二十万円いったん金庫へ入れましよう。あと
任ませるべくとらうにうらにたかたかたはやくです。(「かねたれも一回とやう
せとらうと成ったんですが、一回とやうのきとらう確保するかとらうに
ちやがたうとらうとやうとやうとやうとやうとやうとやうとやうとやうと
五丁のローと下とらうとらうとお約束は買とらうとやうとやうとやうと
下とらうとやうとらうとやうとやうとやうとやうとやうとやうとやうと
とらうとやうとやうとやうとやうとやうとやうとやうとやうとやうと

○三番)伊勢お仙と助君(私の先ほどのモーリ東の曾回が回答されたんですが
が分迄の地倉とらのなとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうと
うかとうらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうとらうと

なには二十万円とやうとやうとやうとやうとやうとやうとやうとやうとやうと
に二十万円とやうとやうとやうとやうとやうとやうとやうとやうとやうと

すほかに三十万円をもちたりとさういふ考え方です。

私は文教委員の一人としてさういふものに賛り合せた予算の正か
の審議を前にさういふ条件付のものとするといふ点について
基本的に反対です。二十万といふものはやはり市の公金であり
か公平な立場で審議して、那も小学校へ優先的に与ふるべきだ
といふ結論が出れば、もちろん、その差支之なりと思ひますが、事前
にさういふ取引をして市の公金を、那も小学校のみに使うといふ結論
を裏付けにして、その案を出せるといふ行は、反対する
を得ないのであります。さういふ学校修繕を困るといふ事は、重
重考へておるべきですが、地元の寄付を何りで優先的にやるべきといふ
可程さうの考へたに對しては、私個人は、根本から、まなくとも、賛成はま
どは市の費用で建てることも、さういふことに、觀念的に、相違の用が
あるか、としますが、將來も文教の予算に、さういふ、講堂、といふものは、さ
建てることも、さういふ、かな、市長さんの、基本的に、考へたを、おしこまら

完全なものはなかないといつので三十万円寄付をいたしました。一
方が足りませんので、足りなり分はたがひまことに出てあります。土地を
買つてもらつて、その金を還元してもらつて完全なものになりつのが
希望であります。一朝大きな風がくれば危険状態になつてい
つうな次第でございます。ごありますから、申すやまあります。たつた
私も農協のちにも話したと、よつたつたつたつたつたつたつたつたつた
よつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつた
つたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつた
元々合法的にその金が、那すの講義に使用できます。そのつたつたつた
つたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつた
つたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつた
つたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつた

おのり田村利昭(おのり)よつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつたつた

○三番、伊勢仙三郎君（しんじ）と申します。現在先ほどの他どの価格の均衡
の問題も答へ兼ねるつもりですが、さらには重ねて要求します。

その序介にせせと建物の什金としつものは年間どのくらゐのつこつありま
すか、その長を承りたいと思ひます。

それより先ほど委員の方で那市小学校のものは二十万の程度でござい
ます。つこつとしつな考をたててあります。もしもつこつとしつな考を
たてておしよれば、つこつとしつものもむづかむづかしく思ひ
ます。一なくともその予算から差控へばある程度二十万のつこつは
出さないと申すかと申すは、つこつとしつものつこつとしつもの
算付けを、一たそのつこつを、つこつとしつものつこつとしつもの
つこつとしつものつこつを、つこつとしつものつこつとしつもの
つこつとしつものつこつを、つこつとしつものつこつとしつもの
つこつとしつものつこつを、つこつとしつものつこつとしつもの

つこつとしつものつこつを、つこつとしつものつこつとしつもの
つこつとしつものつこつを、つこつとしつものつこつとしつもの
つこつとしつものつこつを、つこつとしつものつこつとしつもの
つこつとしつものつこつを、つこつとしつものつこつとしつもの
つこつとしつものつこつを、つこつとしつものつこつとしつもの
つこつとしつものつこつを、つこつとしつものつこつとしつもの
つこつとしつものつこつを、つこつとしつものつこつとしつもの
つこつとしつものつこつを、つこつとしつものつこつとしつもの
つこつとしつものつこつを、つこつとしつものつこつとしつもの

那古小學校は二十万の減額してヤレといふ考もどはおこさず。修繕費も
もつとつては修繕費であります。けつども二十万の減額と算案と割合をよつて
市の公金を一すだけに使つといふ考の方はわねわねと一はとつてても
納得いなるのであります。

二十万の減額のすにの聞キ一返りと思つてますが。二十万円の代金があ
らからあるとだといふ考はさか。二十万円の裏付けがなくても那古小學校
校には二十万の修繕費の金を支出してやらなければ修繕はできません
といふ。いふいふな思解はたゞたすか。その可なりといふことの修繕費
毎ものがこれといふ思ひもたす。

○教育長(工藤) 知事君(たけし)の御質問はたゞしです。

たゞしといふまゝには那古小學校の講堂の現情はたゞか二十万円を必要
といふといふは信じておます。従つてまゝといふのはお説のまゝにたゞつて
んが追加予算との件はつては出るべきなればさしつかへないといふこと
思ひます。

○十七番(馬貴社奈君) 一の馬収討團と予算に因りておのこつゝ一の二つを切
り合せたいとてお出さるやうです。二つから命令せたからまあよくまあやがておしこ
ておつてとてしるこもひん命令をなればいけならんのです。(馬貴社)

○三番(伊勢山之助君) 私は馬貴とこの答もるやうはなつてですが、市長
の答をじつに二十日月におまゐらふとてお出さるは、いひつゝいひつゝいひつゝ
との裏付けと一と予算に頼りてお出さるは、いひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝ
いひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝ
左右をたふしてなくして、一、くま市の公の土地であり建物であります。
といひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝ
いひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝ
いひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝいひつゝ

○十七番(馬貴社作君) やかりました。わかりました。市長のことが、上明なご
返答して下さつたら、別に差支えなかつたかと思つて居りますが、

これはほんの表ですすがりかたですが市長さん新しく出発し買収は買収 那市の金に代にしてゐることではなにしてゐる、二本建がお出しになった方が気が楽でしょう。

○四番 小矢 光 義 君 (この問題はしま馬買議員からお話のあったように二本建で行くのが當然でもうごとと思ひますが市長さんの仕事の仕方が少し変だ、説明の仕方が悪だ、那市の小学校の講堂を修理するには二十万円は足りないと、このこともあと二十万円から、この場合は市長さんの表と一緒は財庫の出前、財庫を改めると書きたる同組合のいこといこととなつて二十万の財庫の維持費、このころは金庫へ入るといふた、賣つた金は金庫へ入るといふ改めて)私論するもの、多く聴取困難、気分はわかつてありますから、これはお願ひこともお願ひなうとも、財庫の増収からゆかへん、共買収といひます。

○三番 伊勢 仙之助 君 (私は二十万円を、那市の小学校に振付するこ

だてにして書付けがなければ、の葉口は書取しになります。よって、
金になつてきます。二十万円の教育予算が仮にその分の力で、
町です。そのほかいろいろな御見解が出来る。そのほかには現在教
育の中心として、物々書取しをとりまいて、
その事柄もあつて、まづそれから入ります。そのとき、
二十万円の審議をそのほか、
二十万円の書付けなしにして、
します。もしいろいろものが、
書取しがたいのであります。以上であります。

○二十七番 鈴木孝君（いろいろとお説を承りまして、
の市会議の員がいろいろと、
一かかから、
議事は、
のいかなること、

十二年二十年とまをりつげずに講をまてても入だすや派なものが
あつたがから維持したといつ熱意にやれやれも動かせたまつて
いじつとを尊も損んから約八十万かみふ。それで地元は五十四周年
記念とかいじつといじつといじつと三十九なりいじつ十万の昇付
をいじつといじつといじつといじつといじつといじつといじつといじつ
那の通り那な地区は(本誌十二のまへ)勸取困難(いけい
のまゝの毒ゆかからいじつといじつといじつといじつといじつといじつ
するは舞舞更築がじまの館山市に持参金を持ていじつといじつといじつ
は甲上がまくなんてあります。持参金を持ていじつといじつといじつ
といじつといじつといじつといじつといじつといじつといじつといじつ
めいじつといじつといじつといじつといじつといじつといじつといじつ
校や校にいくいじつ条件)付ながらいじつといじつといじつといじつ
いじつといじつといじつといじつといじつといじつといじつといじつ
に甲上がまくなんてあります。やれやれがいじつといじつといじつといじつ
いじつといじつといじつといじつといじつといじつといじつといじつ

に申しあげたいと思っておりますが、世にあらざるは世にあらざるもさう
なり、これが人情だと思ひますからせうな者な人もしつらうな者と思
ひあつと思ひますが、建築家家の申しますには、とらして修得した
かゝるこの先二十年は持つたさう、さうして館山をおもひますかため
にそれを打つちかつておいて、女の風を吹かせるから館山がのちなる
とらふことを考へてこころにこころをおわがしめました。

（ナチ）鈴木市蔵君（N）の題は、議案の説明が思ひとさう、
しますか、ただその句にたつことはしつかりわかりませんが、
館山に館山の学校の校長会にありて、その学校の校長の題に、
優先的に校長会をこたえて、さうして、教育委員の題に、
さうして、さうして、さうして、さうして、さうして、
さうして、さうして、さうして、さうして、さうして、
これを決めた、このおぼが、思ひから、これを優先的にあるんだ、
さうして、さうして、さうして、さうして、さうして、

席上で教育長さんは善処をまいらう。おぼしうございまして、このたびは、
に出していただくが、現在の那町の七ツ町の小学校の追加の問題
は、どうですか。この問題は、校長会でかけられたんですか。かけられ
なかつたんですか。この矢張り、この問題について聞いています。

と、おぼしうございまして、これは、おぼしうございまして、おぼしうございまして、
宇勢さんのおぼしうございまして、おぼしうございまして、おぼしうございまして、
おぼしうございまして、おぼしうございまして、おぼしうございまして、

○教育長(江藤)おぼしうございまして、おぼしうございまして、おぼしうございまして、

は、校長会とは、おぼしうございまして、おぼしうございまして、おぼしうございまして、

おぼしうございまして、おぼしうございまして、おぼしうございまして、おぼしうございまして、

おぼしうございまして、おぼしうございまして、おぼしうございまして、おぼしうございまして、

おぼしうございまして、おぼしうございまして、おぼしうございまして、おぼしうございまして、

おぼしうございまして、おぼしうございまして、おぼしうございまして、おぼしうございまして、

おぼしうございまして、おぼしうございまして、おぼしうございまして、おぼしうございまして、

見地から自分なすの学校として世帯を高くして互りの学校をよんで行
いしところのわしり考へてよんでいこう言ふ事などして二六は申出ても
しつたり。参考してよんで。申し申したのではありません。校長今の決意をこの
まま採用したりにいふことにはありません。

三十三番の理事会（この議案にいまは）それは那中のふらふら講演会
の改修で六十の金では足りない。八十の金かるところのことでもかまざるや
うもいま各議の思ひから旨のめがたっております。従いまして二六はやはり
教育のことではありません。講堂も完全に改修するにせよなうなり問題
ではありません。先ほどかへ申したとおりであります。この追加するは本日の議案
に對してのことにはいふことがありません。議案に算上した議案は本日の議
案に申しまへてこの必要財産の処分についての問題は理由は申さないと
たうの説明はわかっておりますので。かまざることにせよなうなり。議案
説明はついでにさせていただきます。かまざることにせよなうなり。二六は
要請して。その中にいふ議案は議案に二六の議案のため。別カミー算の

五十九日は別に審議するにば、これは下入から出すこととあります。

これは本ども學校の改修につきまては大賛成でございますので、
この議案の説明が附に落ちないと思ひますから、処分の方は処分だ
けにして、ごうごう一回議案説明をおわがりたいといふように考へて
あります。」「議長休憩」と呼ぶ者あり。

議長「さ 議長（しばらく休憩いたします）

午後二時五十分 休憩

午後三時五十分 開議

議長「さ 議長（ただいまの出席議員数三十三名 休憩前に引
續いて會議を申します）

○三十一番 村本藤太郎君（市有財産の処分という長でございますが、
問題はそこにあるわけなんです。が、赤字で困るから市有財産を
処分しようとするのは、こんなふうな考へ方は、こんなふうなことを考へては
なからぬこととあります。市有財産を処分する場合、その物件は

よって將來どのような結果が出るか。また処分した金をどのように使
うて行くか。將來市としてどういふような結果になるか。どういふ土地の
功罪をよく見きわめて処分して行くかなければならぬ。どういふ考え方
から今回の那すの宅地を賣つてその金で学校の施設を少くともよくしよ
うといふ考え方。この考え方には私は賛成をいたします。正しいと
考へる。しかしそれはこのような処置をとるまづの考え方であつてこれを
審議に當つて全部がたまけつしまつて行くといふことはこの會議で
なかかといふことと論議せねばならぬ。はなはたないものごありますから議
会といふものが表現せねば。どういふ考え方からなほりといふは一線を画
して考へる方をこころごもつてがたまけてしまつていふやうなことのなり
やうにもういふに市長などから取消していただきたり。どうしてどういふ
ん最前からこれを考へて行くことを私はとくにあわがりをしたいたいと
思ひます。(先般「と」が着あり)もうかういふことをまへに計算
と一には那すの土地の数を六十の月と直すとしようといふことであつて

いんていびんにあらますのていんていへあがら申上げます (異議なし)と呼び

者あり)

○三番目(伊勢仙之助君)先ほど聞いてまいりました裏付けはすゝことしのまじなことに

対してはくのみじかな考案を持っていますか。その果をはっきりしていただきたり

と思っております。

○四番目(田村妙男君)頂いた不入りなしまして必要があれは速即更正予

算にいたしました。ごらんに検討をおわがりたうと思っております。

○三番目(伊勢仙之助君)裏付けとこのことば先ほど一番最後の方に上げました

が裏付けとこのことば考案なりとこのふたつに窮するものゆゑにござります

です。ごらんに御用になります。

○十番目(徳貴社作者)新訂の長はらわらうとこのことばなう。議会の

おごは聞にたいしてこのことばなる。速記録をもつて「大講堂」をたうてはた

つたうごらうてう。

○十一番目(田村妙男君)おの一般計算に入らまうて裏付けははらうてあせう。

「い解」異議ありと呼ぶ者あり

○議長（さき楽君）御異議ございますか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（さき楽君）御異議なしと認めますよ、この本業は東京地

決まりました

○議長（さき楽君）この中から議案の十三号と上げたいです

（書記朗読）

議案の十三号、事務用紙は無検閲部が印刷に入ります

○議長（さき楽君）この議案は、十三号の議案を印刷部が印刷に入ります

事務の出動に關しまして迅速または簡便なためには、この

無検閲が必要でございます。この事務の無検閲とこの事務の

無検閲なる役割を果たすものと、この事務の印刷部が印刷に入ります

とする無検閲は、事務用紙が印刷部の無検閲とこの事務の印刷部

事務用紙は、無検閲の通り、無検閲部が印刷に入ります。御異議あり

にやたりまして販賣いたしました。ありますのはこの三峰電気株式会社でございます。三峰電気株式会社から移動式の送電信機その他関係必需品を購入しようと思っております。以上でございます。

三十一番一校生田七郎君（署長さんにお伺いしますが、実際問題として例之がどういふ場合には無線機が使われるかという点のことを中心として御説明をおわがいたします）。

○警視署長（安藤 晃吉 君）「例をもつて申し上げますが、このように申し上げます。例之が本年一月から現在まで火災件数が大体三十回に過ぎませんでした。そのうち損害額一万円以下と稱するものが大体十四回に過ぎませんでした。これにそれ以外各分団消防署が出勤いたします。大体この十四回に出勤いたしました。自動車数が六十九台出っております。その他人員等も物当数にのぼっております。みよくなわけでございます。ましてこれらも調整いたします。はなまます消防の射撃機、救急器具、具の消耗等については車両の損耗等かかなり節約でございます。しかも仕事

の面について十分なる調整がとれて行くて、かよつてあるが、それ
らであります。

○三 伊勢仙之助君（さらには具体的な問題について……）この無線機
の運用方法について、よくいふことがあつたと思つております。

例へば消防車に何号車と何号車について、本署の方にはどういふふう
にやるか、その連絡の方法、機械の設置と運用の方法について、説明
がなされたと思つております。

○消防署長（安藤 義吉君）これは固まるを消防本署におきます。

移動局をただいま消防車を全部一基、二基、三基……大基までと
してしまつて、一番大きいのを一号車としてあります。この一号車のため

に、互に送受信をいたします。そして、この一基は本部の方を、倉山消防
本部、二は電波法によつて登録をいたしますので、お前は嚴重に研

究したんであります。片一方が、倉山消防の一基、かよつたも、補

相互の通信をいたします。將來とせざるならば、分田等の連絡をどうしようか、このことにはなりますが、これは各分田に受信機、発信機を備へて、停留所、車庫、分田の間の相互の通信を、停留所、車庫、分田の間に、設置して、より、移さず、本局、移動局の通信を、基業いたしました。出動を調整する。か、よ、この考へてある、次第でございます。

○三番一伊勢仙之助君（さら、具体的には、尋ねた、た、ん、ど、う、す、が、）
た、な、わ、れ、素人考へで、一、号、車、の、み、ど、は、非、常、ア、ト、い、と、が、し、い、相、互、向、の、連、絡、が、下、田、等、で、な、り、か、と、思、う、ん、ど、う、す、が、。仮、に、二、号、三、号、と、つ、サ、エ、場、合、に、そ、算、上、は、ど、の、人、ら、に、追、加、し、た、ら、つ、け、得、ら、れ、ま、す、か、。移、動、局、の、設、置、道、の、普、用、に、こ、う、い、ふ、考、へ、を、た、い、と、思、ひ、ま、す。

○清防署長（平藤 兼吉 君）他市で実行をしておりますのは、一、号、車、二、号、車、が、なく、分、田、所、に、こ、の、設、置、を、し、て、あ、り、ま、す。従、り、ま、し、て、今、回、二、十、九、号、と、い、う、数、字、は、移、動、局、固、定、局、の、送、受、信、機、を、各、分、と、よ、う、に、要、し、ま、す。停、留、所、の、場、合、の、必、要、と、い、は、し、ま、し、て、予、備、電、気、を、い、か、ら、ア、ン、テ、ナ、等、を、つ、け、

すのわふりでしたら御答のすねがりたりと思ひます。

○消防署長(安藤 寛吉君) 細まり数字はわかりませんが、仮に三カ所はこの設置をいたしますと、設置費がけども三カ所九十万、うへに要します。無線士がやはり二名は必要であります。二名とらうまへともどかへんの二名とありまして、非番も番になりますとやはり四名になります。ですみから無検をばも置りますと、人員だけが十二名、送らうまへ十二名の増員が必要になつて参りますので、その夫の計算が考へらうるのであります。ですみから現在の消防予算から割出しましたら、消防職員の一人の予算といふものが大体三十万円くらいになつてありますので、人付費だけをもちつた百、設置費が大抵九十、ふよりに考へてあります。○お答) 鈴木 市蔵君(しよ)と伺いますが、どういふ理由でこの隨意契約といふものをもつたんですか、ほかから見れば獲りかたか……

○消防署長(安藤 寛吉君) 現在消防無線を製造したしてありますのが、市電長株式会社とハ歐無線株式会社、この二社別けしかなかつたんであり

ます、八政無線は最近の会社でござりまする。まだ規模等も小ざいのござりまする。中電気は御承知の通り全国に有名でござりまする。販賣網を持つております。さて八政と中電気とどの感度が違つか。どう製品の製造かという点につきましては、ヤルヤルは週日新聞、伊勢崎の方にお参りまして実際に使用してある消防署を見学したりました結果、中電気製の製品がいろいろ結論を得たのでござりまする。会社の堅実性からいまして、中電気と随分差がござりますると思つて、かように考へてあります。

十七番一嶋貫社作君（真音が悪いから退場させていたが）

○三番（伊勢仙之助君）私の希望としては、三子車、三子車にも同定可な

る、よく自動車をやはり改良して、たまたま非定に消防署でもいろいろいんた

かとしていろいろ考へてみました。予算との他の関係もありたいを得

なにと思ひますが、一応三の京果には、無線機を改良するのことは前々々

ら考へてあるもので、改良したものであります。私がいつもここに

きて考へますのは、消防署長さんか、ヤルヤルが議会の本を上げて御答弁を

れている状況を見て非常に現職にいらがしいのをここへ来ていただくんで
すが、このごきんば消防署長さんに代る人でも消防関係の役職員か
課長さんとの他におられると思ひますのでごきんば現場の才一線に立
って議会のやぶとやうに答弁などにならないようにごきなりせんがどう
ですか。その大市長さんの御見解を承りたいと思ひます。

○市長) 田村利男君(將來)と云うと相談しまして適當な方法を
取りたいと思ひます。」「東京異議なし」と呼ぶが者あり(

○議長) さ井澤君(御異議)と云うませんか。
「」異議なし」と呼ぶが者あり(

○議長) さ井澤君(御異議)なしと認めます。よつて本案は東京通
り決定いたします。

○議長) さ井澤君(つづいて)日程第九議案オオハ子を選任いたします。
(書記朗讀)

議案オオハ子 国民健康保険運営協議会委員選任について。

。保健課長代理（渡辺 茂君）御説明申上げます。 当市の国民健康栄

演案例の申込みに基づきます委員の定数は十五名でありまして、本年の

六月十二日付で六名の委員が任期満了となり、欠員を生じましたので

先般是例会において五名議決していただきましたが、公益を代表

する委員一名が欠員でありますので、本案を提出した次やごら

ます、

議長（石井 潔君）御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石井 潔君）御異議なしと認めます。よって本案は東葉通

り決いたしました。

議長（石井 潔君）この日程で本議案を上げたいと思います。

（書記朗読）

議案第六号 倉山市文化財保護条例施行について。

。教育長（上藤 和子君）倉山市の文化財保護条例について簡単に御説

明申し上げます。現在館山市内にはいろいろありますところの県指定の文化財は

唐椽織、塩寺戸、小綱寺の梵鐘、この三つでございます。これは県下の

条例による保護を受けてあるんであります。しかしながらこれに準ずる

ものが所収にもたくさんあるんであります。鋭切神社の独木舟であり

ますとか、あるいは神戸の大鰻、沼の菊目石その他、この三つの発掘によって

埋蔵文化が積々出てくる、だるううということが想像にかけないんであり

ます。かような発掘されたものが自由に他に持去られる危険を疎く

くおまもるといふ見地から公的機関でこれをまもっていただくまわりと

かような趣旨でございます。この条例は全部にわたるべき条例である

か、ただけであるか、なすところをければいけないものであるかどうかという

ことについて御説明があります。と仰る者あり

の教委社会教育課長（松本 久君）お答いたします。これは文化財保護

条例の御承知のように昭和二十五年に国として制定されたものでござい

ます。県下の条例が二十八年に制定され、さらに三十年に改正されたのであ

県の条例が制定されてあります。従ってこの文化財としようかなものが
いままでは非営利の終戦記念館の終戦後も「館」なことになっていますが
どうやらこれになっておいたところの状況がどうも、従って果としてこれは現在千葉
保護法が生まれてわけです。従って果としてこれは現在千葉
県に於いてある県の条例と八日市場の文化財保護条例とこのつかう
こととなりますが、県下としては「カ」だけがあります。

館山市としては、先期に述べたように保護してあげたものの、将来
も保護するべきものがあることが予想されるもの、これを「カ」の
りますので、「一般」として文化財とするものの認識を求めたいので、
くも「敬遠」の「敬遠」の「敬遠」の「敬遠」の「敬遠」の「敬遠」の「敬遠」
なことから「前」の「前」の「前」の「前」の「前」の「前」の「前」
このようにして「前」の「前」の「前」の「前」の「前」の「前」の「前」
つくうなければいけないというものは、条例では「カ」の「カ」の「カ」
く呼ぶが若かり（「カ」の「カ」の「カ」の「カ」の「カ」の「カ」の「カ」

○三番）伊勢仙之助君（この年例は結構かと思いますが、一応予算的には
年間のくらの予算）を使用される見込みか。概略どの程度ですが、おお
よその見込みがどうな、どういふようなものは一応お樹にになりましたかどう
か。また厚向のこれに対する文化財保護に對する人件費、その他出
張、どういふものの予算の、どういふものはどういふふうにお考えですか。
○教育社会教育課長（松本 久 君）お答をいたします。これは他市の状態も先般
視察をいたしまして、研究いたしましたんですが、例が東京の都下に青梅市
とこのかあります。人口は館山の倍くらいになつておりますが、同じくこ
も現在予算の削減が、かなりなところ使っておりません。八日市町あたりは
予算化してありません。現在の案例では費用削減を出すところ、積極的に
ありまして、将来市の予算が許される、この積極的、この予算、
毎ごと一部に保護する、そのおのほは整備する、そのおのほは整備する、
ありますが、どういふものか、そのおのほは整備する、そのおのほは整備する、
あります。本年度は予算は費用削減を、そのおのほは整備する、そのおのほは整備する、

○議長(石井 徳三郎) 為異議を言ひませぬか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議員(石井 徳三郎) 為異議か」と認めます。よって本委員は東栗街道

り決定いたしました

○議長(石井 徳三郎) ついでに町長が十一議案を六十一議案として提出いたします

(書記朗読)

議案第六十四号 館山市職員の定数系列の一部を改正するに關し

の財産税計課長(高木 啓三郎) 為説明申し上げます。これは農林事務所

の法がこんど改正になりまして書記を農地事務所改めるとして

おこないます。故にこのことは知事の取次を得るから事務所改めるとして

なっております。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 徳三郎) 為異議を言ひませぬか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議員(石井 徳三郎) 為異議なしと認めます。よって本委員は東栗街道

決定いたしました。

○議長（おき 津 君）こころいへ白根オナニ議案オナナキ、同オナナキ。

同オナナキ、同オナナキ、同オナナキ、同オナナキ（お上指にたします）。

（書 記 録 簿）

議案オナナキ 館山市職員の給与案例の一部を改正するにこころいへ。

議案オナナキ 館山市職員等の旅費に決する案例の一部を改正するにこころいへ。

議案オナナキ 館山市教育長の諸給与および勤務条件等に関する案

例の一部を改正するにこころいへ。

議案オナナキ 館山市公民館案例の一部を改正するにこころいへ。

議案オナナキ 館山市図書館案例の一部を改正するにこころいへ。

議案オナナキ 館山市社会教育委員の任用に関する案例の一部を改正す

るにこころいへ。

○秘書課長代理（おき 澄 男 君）議案オナナキにこころいへ御説明申す。

○この案例は先般回会下あきまへて一般職の職員の給与に決するにこころいへ。

の一部改正が行われ、國會を通過したのでありますが、その改正案をかり
つまして申上げますと、いままで民間給与に比較して、まして國家公
務員の給与が「ニ・ニ・ニ」の地位として、このためのベース改善、それと
関連しまして現在までの給与表として、そのものは昭和二十三年の規定に
れた給与表とありまして、現在の行政機構に非常に対応できないとして、こ
とから給与改善が行われたのであります。と、この給与改善の主
なるものとして、ましては、給与表を現在まで六種類であったものを七
種類、それからただいままでは一級から十二級までありました。給与表
を等級制にいたしました。八等級に、それから現在までありました。勤務地
手当が合併を、さして、この諸物価の不安定によりまして、非常に対応して
た。さして、さして、この勤務地手当を廃止するとして、さして、さして、さ
して、國家公務員の給与改正がなされたのであります。が、それに基づきま
して、自治庁の局長と通達によりまして、國家公務員がこのたびのこのな
改正を、それから地方公務員にあり、その間に、さして、さして、さして、さ

かたは、とれについては本年度の地方財政計画におきまして大体そのままでは
公務員の財政計画に盛りました基準が一百万円の給与がこのほど
とっておりますが、一百万五千三百円にアップいたしました地方財政計画を
盛り、財源措置をしたのでひとつ地方公務員におしても国家公務員
に準じて給与改訂をしてもさういたり、とこの通達がござりましたの
で本市におきましてもしこの改訂いたしました結果、給与の改正は少り
は職員の勤能が認められざるに本市の安定、とこのことと申すまいして
一般市民に対するサービス精神の向上、いろいろなことも考慮いたしまして、
また黒字財政も踏み出したということから国家公務員の給与改正に
準じましてこの給与改正を提案した必要がござります。

内容については簡単に御説明申し上げますと、まず主なる改正点はやはり
国家公務員に準じまして給料表を、国家公務員は八等級でございます
が、館山市の職員には非等給に適合せぬ、すなわち年々も給の額が
とていつの間にか適用してはなる給料表を決定したということ、と

初任給、昇格とか、どういふものか、はすべて國家公務員と同等の奉例を決定いたしました。それの國口は之がまゝして特殊勤務手当を改正したんであります。これはいままで、稅務職員、徴收職員の手当が月給、旅費を出してあったんであります。其般の旅費の改正によりまして、月給、旅費を削減いたしましたのでその代替にいたしました。それから、給料表にいつの間にか、尙軍に尙説明申上げますが、倉山市の現在の職員、給料の分布状況は國家公務員、各等級表にあるはめまして調査したてました結果、第1等といたしましては、國家公務員は五等級が六千五百円が最低、二千五百円、最高は一万五千三百円なっておりますが、倉山市の現情と一には、まだ千九百五十円の職員があるところ、この際、この職員を全部上げまして、千九百五十円でも財政的に許さないので、同いような例によりまして、五等級、四等級、三等級の上下は給料表に準いまして、千九百五十円といたしまして、あくまでも國家公務員が千九百五十円、この給料表の精神にのっとりまして、まだ前後トす差をとり、この給料

表の改正をいたしました。これはとくにこの給料表を作成することになった
りましてはあくまでも国家公務員の給料表を基準として作成することをいたし
ます。基準としてやることになりました。すべこの給料上の方法が、円滑に守る
事務上のことからもこのことにはした次第であります。と、それから付則
でございますが、付則は非労務関係の職員でございますが、これは給料を労務
とすることにまゝにしていままでの各職員の昇給の順序とまゝにしますが、9月12
日昇給した人と1月1日昇給した人とが昇給の順序が狂ってまゝではりけな
い。と、この順序を狂やせなりよしにするという意味をなすまゝにしてこの付則
の二項から八項まではとこの規定でございます。この二つの勤務地手当
は勤務地手当が廃止されましたので勤務地手当が将来本籍に輸入さ
れるまゝの間の勤務地手当としてこれは恒久的な法律ではござりま
せん。この付則におきまして勤務地手当を取りました。もうひとつお聞きした
この二つの間にいたしました。本籍におきまして改正いたしました結果、現在の
職員の平均給手ベースを申し上げます。現在が給手総額として三千六

百円とを改正いたしました結果一萬四千四百三十三円すなわち天パーセントのペースアップとに感じましたのであります。なおこれに伴いまして一般会計の追加として本年四百五十万円ほどの追加予算に訂正する一筆を添付いたします。以上簡單でございましてたゞ御説明のいたしました。

それからつぎまして議案第六十六号、なほいし議案第六十八号は赤字法の改正に伴い改正でございしますので御座りなれど存じます。

事務課長(宛) 貴者へ 議案第六十九号から七十二号まで一括御説明をいたします。このうち六十九号の八条を二項を削り、七十号の八条を二項を削り、七十一号の八条を二項を削る。三十三の調定はなっておりますが、これは従来職員の給与ににつきましては、別項の給与額およびその支給方法は、館山市職員の給与の出張手当支給条例を適用すること、三十三の条文に改訂する事、及びそのほか、このほか、共済非勤の時、職員の職員の給与に係る事項、および、市庁舎の改訂、一筆を改訂するもの、このほか、市庁舎を改訂いたしました。事務課長に御座ります。

ましたので非常勤の職員に対しては全部別の案創が行くという関係で
今回案創から削除したた次やどごうございます。

○議長(石井 潔 君)しばらく休憩いたします。

午後四時十分休憩

午後四時二十分開議

○議長(石井 潔 君)ただいま出席議員数三十四名、休憩前に引き続き
会議を申します。

○秘書課長(佐藤 正 君)補足説明をさせていただきます。

このたびの改正は当りまゝに給料表とその他の年例案はすべて國家公
務員の例にまゝにして、この給料表は人事院におきまして一年間の十月
をもととして決定した結果をまだ若干の修正をしまして、そのうちをこれと

変更することを中心としていたしました。たゞ二年かかっても三年かかっても
つきないわけです。おんまづも人事院の給料表そのまゝを使つた。たゞ先
ほど御説明したように上下に少し下げた。これもあくまで人事院にあります格不

そのまゝ使つたんでございまして。四書書の数字などは口も書にはあつて
方法このすべつは人事使の指示もいたした次第でござりまする。御了
ぬがしたりに思ひます。

の三十三番一福田伴徳君(二の表)又連一まして臨時職の員にこの指示は
なかつたかあつたか、また考之方を伺ひたりと思ひます。身給が六パーセ
ントになつておりますが、これは上司の指示より少ないんじやなリかと
思ひます。ひとりの長もひとつ伺ひたりと思ひます。

秘書課長代理(小倉澄男君)お答へしなす。臨時職員にございま
しては國家にありてもいまだに財政措置をとりなりので地方公共団体に
おきまして、その公共団体の財政状況によつてこれに準じて採用して
ならば、こゝよりいこといことな差違でござりました。と云へば、國家公
務員にございまして、臨時市の給付パーセントの、一、臨時給付が、
の三十三番(臨時保徳君)臨時職の員にこの数字の考へたは、この数字

私はこの第一表をみまして大変な昇給の仕方になっておりますが、向島はこの選挙の時からでありまして等級差をどの様に引けるか、ということが出てくると思いますが、これは市長さんが別に定めるといふ格好になっておりますが、これは実際の職員口あき出すところの大きな問題だと思えます。この俸給表は文例でも初任給が非常に低く、二つ三つ長口には市役所の吏員の方々は誠に気の毒だといふふうに考えてあります。

こんどの改正では高等小学校を卒業して五千六百円程度といふ初任給はさうですが、これは勤労の手当をセーパーメントもらうたらしめるも、わずかにありましてこの人反すが結婚適令期になりましたりも、最後の生活費の支えとこの生活費金を得るためにといふふうに解することですが、このように長口にしても將來にまじり考へていざなりて、せむしくはぶきないに、いかに女やして介けるといふ程度、最後の生活費といふものをいかに支給すべきかといふ事は市長さんにおかれたいへん御苦労なかに感じしております。

若い人たちに希望を持たせるのはやはり先生の手を離れていくことがあつて
はじめての成長に対するサービスの向上とこれにこそ出向くものがあるといふ
その大前提を引上げることには将来十の考をこらしたときたりに思
います。それから選手とかといふ人たちが一応五等級にありまふ
これをもつて詩を聞かますと技術的にはある程度、成績もつらうも
のを加味して技術職に昇格させる。四等級に持つて行く方法をい
ふれておられますが、現在聞かますとこれはやはりそうです。まあ「おもて技術職
には転職していかうといふふうに聞かしてあります。とつていふ点にま
しこもあつて不遇な立場にあるといふふうには考へます。とつていふ点に
どういふ点もわがしりと思ひます。毎か一回のりりして「さういふ
守りますとつていふとつていふとつていふとつていふとつていふとつていふ
んの基本的な考を考へて聞かす。この考には考へていふとつていふとつて
を下さう以外にたりに思ひます。とつていふとつていふとつていふとつて
やうな三回くらいかかるといふなにかと思ひます。とつていふとつていふとつて

人への改正はいろいろ考ます。将来別は定むる格分りの問題などの
ものには考すにたつていふか。とつていふような實際の支度員が考する俸給の
有利に考するの考するの大きな分岐点になると思いますが、とつてい
つ問題については考すこの基本的な考す方を取らうと思ひます。

○市長一日村利用君(存任給の問題でもあります)が、たがひは、同様の校
卒業生、学校を出たばかりの人たちなどの給料に不平を懐くといふ人
は一人もありませんと思ひます。しかし、将来前年か経って月給が少な
いとつていふことがござりまする考慮して参りたいと思ひます。

また、いろいろ将来の考する方法をたてましましては、原則に基準がなげこま
すのど基準下に従ひまして手藝士のなりよつて進めて参りたいと思ひ
ます。

○三番(市勢仙と勘)が、たがひは、市長さんが、働きの見直しは、不平
がないといつていふことには、いふしやうなうまうたが、事実との通りかま
あはれませぬが、
仮に五千を百万で入りまして、具体的には、不平があるか、出ないかと、い

実証を挙げますと、去る七月が三年ないし四月が四等級であった。
それから三年くわい轉つて大伴二十六、七になるやうなんですが、そのときの
俸給が大体七月から七月十四日毎度の俸給しかもらってないんです。
これが一かきをやって行くといふふうな状態であつたとき、果して下級職員
も不平が出るかといふ事には、いへない。いへない人を交う立場にある可長な
人が、同じような俸給を現在の物命事情とすじじのものからいって
どうにか生活が出来るんじやないか、おまんこも不平が出るかといふふう
な思ひには、たゞねば別なんですが、やうなの御説から行きますと、あな
んとも二十、八になつたら、二百、四十ともいへる。最上の金といふものかな
りには、いへる。昔山がよと女は、そのあつたものが、いへる。いへる。いへる。
かりかといふことを考へては、わりがなんですが。
それからいへる。いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。
いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。
いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。いへる。

これは果ならぬに國の方針としらしてこのペース改正は非常に精確なまじ
續きが必要であるのでペース改正口合せて赤字調整を行つていふのは
非常に間違ひとか、と云つていふことがあつて、先づ先づこのペース改正は
切當はの替と一々スムーズにやつてその後、いままで赤字調整をこのペース
と云ふのは、いふに、いふに、いふには赤字調整をいふは、いふに、いふに、いふに、
と持つて行くための財政的に非常に大きなことになることだから、

本庁にあまましては現在まで、合併以来、四年間、赤字調整を実施して
ありますので、現情のまま、赤字調整は、あつても、いふに、いふに、いふに、
切當は、あつても、切當と一々スムーズに済ましたあとに、赤字調整は、
を、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、
と、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、

と、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、
事、あつても、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、
論議、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、
さういふや、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、いふに、

を承知いたします。以上を承知いたします。

○議長一百廿七番 各（他は御質問ございませんか。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長一百廿八番 各（御異議なしと認めます。よって日程が十二の六件は原案通り決定いたしました。

○議長一百廿九番 議案（つづいて日程が十三議案が十四号、議案が六十七号と十一号上の掛かっています。

（書記朗読）

議案が十四号 館山市長 助役 収入役の給与および旅費に関する条例の二部を改正する案

議案が十五号 市民活動の特別職の職員の任用に関する条例の運用に関する条例の二部を改正する案

。秘書課長代理ノ小倉澄男君（ガ十四号議案が十二にて御説明申し上げます。十二は「新職員の給与」改正案が十二番にまゝに本会に提出されています。新職員の

○議長(石井 肇君) 御異議を承りませぬか。

○三十三番(橋田 繁君) 南遠佐が居ると存じますのべ。この際一応お聞
まいておきたいと思ひます。三月の議決を以ていたるは、収入役にか
らんが問題ですが、現在代理で居てあります。これはやはり三つの三役
として居ることは當然のことであらうと思ひます。本年末であらうと思ひます。が
そのときの市長の御答弁に依りますと、近々これを御用へていられるかな
おき業でありまうが、まだやめておらぬといふお話を聞かして居ますが、これに
対しての市長のお答をを判りたし。

それから現在財政審議委員を以て居てあります関係上、収入役代理が非
常な事務をお任せしてある。貴方の重責も非常に加わることである。
収入役として居るべきは、その職務の性質上、その職務の責任は
収入役として居るべきである。貴方の収入役をおもつて居るべきは、
収入役として居るべきである。収入役として居るべきは、貴方は
貴方の収入役として居るべきである。収入役として居るべきは、
貴方の収入役として居るべきである。収入役として居るべきは、

収入金を書かせることになり、
これを改訂することになり、
代議士にお願いして、
ご協力をお願いすることになり、
指導が重要になることになり、
一応お尋ねの御見舞いをお願いいたします。

○平島(田村利也)三月は、
まーらごの後、
ますみと御子取がります。

○三十三番(野田)と、
しそお持たせ、
お見込み、
ですみと御子取とい。

○十九番(黒川)と、
御説明、

「般職」のついでに、創設赤字になつても、當然実行しなはせざらんがごとく、
きつと持つておられますが、特別職なるが、議長の方々も、つうななりと
思ふのであります。要は財政がよくなる、總計赤字になつたといふ、今日、
実行してもその方面は、市当局は自信があつて、たゞ、そのかゝることを
お尋ねのりなす。

○三十一番(原) 佐十郎(原) 市の進捗事は、町助を、たつこと、思ひます。
なかや二見、たつとも、お持を、町助を、たつこと、思ひます。

○三十二番(原) 田村也男(原) 佐十郎、体助、たつこと、思ひます。

○三十三番(原) 田 佐十郎(原) 後進、答弁、たつこと、思ひます。この、
お尋ねのりなす。

○助役(下) 出 佐 男 君(下) 佐十郎(原) の、進捗、たつこと、思ひます。
三校以下、特別職の、手続、たつこと、思ひます。町政、進捗、たつこと、思ひます。
御意見、と、持懸、たつこと、思ひます。この、議、お尋ねのりなす。
から、特別職、たつこと、思ひます。自命、たつこと、思ひます。この、議、お尋ねのりなす。

(「異議なし」「専断裁量」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 徳平君) 御異議なしと認めます。よって本案は専断裁量通り決定してまいりました。

○議長(石井 徳平君) したがって日帯第十四議案を十三時を以て閉じたいです。

議案(書 議 案 議 案)

○議案(石井 徳平君) 議案第十四議案の被服等につき、先例制を以てし、
○事務課長(見 戸 貴君) 十三時三十分にして御説明を申上げます。

本議案は地方公務員法二十四条の六項によりまして、給子、勤務時間
および勤務条件、この三つに分かれます。先例制で決めるという扱いです。そのま
まです。職務遂行上とく正式な被服を必要とする。職員の
対象として、今回被服を支給しようとするものではないです。

消防職員、消防団員、警備員、診療所の職員に對しましては、先例被服
は支給してあったのが、今回は、今回分限下よりまして、廃止する
ことになりました。この先例制に違反してまいりまして、改正の必要が、ないです。

今回従来個々バラバラにありました制限に用する年創をひとつの
年創にまとめたいとするものがあります。

○議員(石井 淳君)本業に就する尚書院議員にのみやる。

(一)年創議案として呼ぶが可なり)

○議員(石井 淳君)尚書院議員といふよりも、その本業に就する
年創に就するに可なり。

○議員(石井 淳君)此議案は本業に就するに可なり。

(書院院議)

議案不成立の議案の決断もその用する本業のしるはるは
この議案

○本議院議長代理(小倉 徳次郎君)議案不成立の議案の決断もその用する本業のしるはるは
これは國家公務員法の規定もその用する本業のしるはるは
公務員を退職手当の増十割が公務員にのみならず、その用する本業のしるはるは
政府の方針としたし、その用する本業のしるはるは

の相互の在職期間の通算をどうするかという通達がいろいろあり
まして、市中においてはいろいろの通算規定が設けてなかつたのであり
ます。そのために、この通算規定が設けてなかつたのであり
して、非常に有能な先生をようから連年くる。ところがまた出す。

と、この人事交流が退職手続の付加を要して、非常におもしろい
なかつたのであります。そのために人事交流をスムーズにするといふ意味
に、おきまして、この退職手続の通算規定を設ける必要があらはれます。
そのほかには、給付手続の改訂に伴う改訂も必要です。

○議長「お井 澤 君」(海軍大臣の御質問)

(「海軍大臣の御質問」)

○議長「お井 澤 君」(海軍大臣の御質問) 今、お井澤君の御質問に
お答えいたします。

○議長「お井 澤 君」(海軍大臣の御質問) 今、お井澤君の御質問に
お答えいたします。

(書 長 朗 讀)

議案第九号 昭和三十一年度館山市才出追加更正予算

議案第十号 昭和三十一年度館山市特別会討国民健康保険才出追加

更正予算

議案第十一号 昭和三十一年度館山市特別会討公益賣場才出追加

更正予算

○議長(石井 津吾) (しばらく休憩いたします)

午後之時十四分 休憩

午後五時十六分 閉議

○議長(石井 津吾) 休憩前に引續いて会議を申します。

○市長(田村也男) (三十五番の口先ほどの命答申を申し上げます。

収入役の町題ですが、近き将来慎重に考慮し、たゞと思ひますので

と、ご希望の申せられたと思ひます。なお、現在収入役介理の特別手

当といふような町題も、簡単に申せません。ご希望の町題も、期

向を今迄の二冊に過ぎたりと思はます。(「風」と呼ぶ者あり)

。拙書譯長代筆一ノ會 遺男(君)才出の人情書に周縁して解説明申上げ

ます。あし許に取布したまは、新卒改訂に伴つて臨時格子ヲ算題の

算題基礎ニシテ御覽にござるに過ぎませして、これによりまゝして各

教員目におきまして新年度四月から六月だけ必要かといふ算題がこ

ころ算題之へてありますからこの足りない合取を各教員目におりて

追加した下次オとございます。簡單でございますが以上でございます。

。総務課長(君)貴君(才)出のうちオニ款市役所費のうち備品費

に於いて御説明申上げます。

町村合併史の購入費として六万七千五百円計上してござります。

これは今回千葉県町村合併史を国木の地方課で編集いたしました

のござりますますが、上下二冊になつてありまして大体千之百三十二ページ

にあよぶぼう大方ものでござります。上巻では合併の概論と事務

の沿革、下巻では市と町村の合併經過等について編述したものの

でございますが、本市は二十七冊別当がござりましたので、これを市役所のあるいは議会、教育委員会、図書館、学校等に配布いたしました。将来の資料に留めたいとこのように考へて上程した次第でございます。

建設課長（新井 重助君） 又四款土木費について御説明申し上げます。

道路橋涵木費におきまして、維持修繕費五万八千円追加いたしました。これは、これは過般皇太子殿下がお出でになりましたときに御しきしに費用がござります。又五項の水道費諸手五万四千

三千七百十五円は水道に勤務してあります中田省吾さんが六月五月に死にいたしましたのでその退職手当てとして計上いたしました。

六款の失業対策事業費、道路工事改良費におきまして、

二十五万五千七百五十九円追加をおねがいいたしましたのであります。これは当初毎回七千五百人、人夫を使うことになっております。

当初賃金が二百二十四円がございましたが、四月一月から賃金改正

によりまして二百五十円に値を改正いたしましたので三十九円追加と
ことになりましたので七千五百円に対する三十九円、二十二百五十円と夏季
手当とりまして、市外の失業者四十一人に対しまして三日前の賃金を
を増額いたしました。それに際しまして費用が三百七十五円ござん
てまして、合計二千五百七十五円三十九円追加いたしました。どうもよろしく
。教務主任校長（善次 母見覚君）七歳教育費に於いて御説明いたしました。
百七十五円三十九円の追加でございます。人件費以外のものでござりて御説明
いたしました。三項の十歳子教育費、補助用費におきまして九千五百円を過
かりました。これは本年年度の準要件保護児童の補助金が決定
いたしました。十歳子教育費におきまして割当の人員が百七十五人という指示
がござりましてそれに反対する。総額が十万六千六百六十六円とござりまして
九万二千二百円を計上しておりますので、その差額の九千五百円を追加した
ものといたします。二十四年度の人事費の算定に際しまして、新形十歳子の渡
り下り費が人事費として十万を計上いたしました。これはさかき

算の修繕料のなかには種々で千円とあったのべに計ります。費用

は、送部下の施設工事にはなっておりません。二、三の千円に種々の

ものべに計ります。なお、那百小学校校舎の修繕費として千円を

計上しております。千円は、千円校舎にのみ計上する可い。野田君

で、千円を千円を計上していただきました。本年度から千円校舎の

まゝも千円校舎の補助金が交付されることになりまして

のべに計ります。補助金の交付の一も千円校舎に計上して

千円を千円とします。この修繕が大なり千円を千円とします。

。野田君の送部下の施設工事の千円校舎の千円校舎の千円校舎

修繕費、千円校舎の千円校舎の千円校舎の千円校舎の千円校舎

本年度の千円校舎の千円校舎の千円校舎の千円校舎の千円校舎

千円校舎の千円校舎の千円校舎の千円校舎の千円校舎の千円校舎

野田千円校舎の千円校舎の千円校舎の千円校舎の千円校舎の千円校舎

千円校舎の千円校舎の千円校舎の千円校舎の千円校舎の千円校舎

選挙が本月の十六日に行われるはずでありましたが、悪天候等による選挙となりまして、農業者委員会委員の選挙費は九万四千円更正減額いたしました次第でございます。

。総務課長（宛） 貴君（オ）入りにりて御説明を申し上げます。

今回の追加経費が五万九千二百六十四円二十五円になりますので、この財源といたしました。地方交付税に二万五千六百円を計上いたしました。三級の公営企業および財産収入は二十万を計上いたしました。これが、那古に所在してあります。土庫建物の費却代金でございます。

オ五級の国庫からの支出金二十六万二千三百六十円を計上いたしました。このうち失業対策事業費補助金として十七万九千九百九十九円は失業対策人夫の夏季手当の三分の二を計上いたしましたものとなっております。

なお、教育費補助金は四万一千八百六十円を計上いたしました。これは、子育て促進児童教科書購入費として小学生が百七十五人、中学生が七十二人、対象になりました。これに対して十三万三千六百六十円の補助が

ござりましたので計上いたしましてござります。それから委託金
としては選挙啓発特別委託金として国から五万円の委託金が
ござりましたので今回財産として計上いたしました。県の支出金の
一万二千八百二十五円はやはり失業人夫に対する夏季手当の申分の
補助金でござります。それから寄付金は三十万計上してございま
すが、これは那町の小学校の講堂を改造するにござります。八十
万円の経費のうち三十万円も地元PTAから寄付申立がござり
ましたので計上いたしました。オハ教の繰越金の財源としたしまして
三百九万五千二百七十円も計上いたしました。三十年度の繰越金をは
二千五百七十九千七百七十九円も計上いたしました。いままで追加財産と
いたしまして一千七百九十六万八千九百九十九円も計上いたしましたので
今回の三百九万五千二百七十円も計上済みでございます。いま
した一銭も残っていないという事になります。

。地書課長代理(小倉) 選挙男君(特別会計の国民健康保険と公益

會屋の二つを一箇に御説明申上げます。

このはやはり赤字改正によります人件費のみの追加でございます。この人は両方とも前年度繰越金を充てたものでござります。

○三番一伊勢仏三助君(教育費の)学校修繕費の問題ですが、前回の議案でいろいろ申し上げたんですが、那古小学校に二十万円の講堂修理費の追加費用が出ておりますが、筋形小学校の肩下、これも当然のことさらやなくちゃいけないことでもあります。

さらに私たち文教委員として考えますのは、富崎の小学校の講堂が非鉄材に老朽で、西岬、東山も悪い。館山も修繕しなくちゃいけない。このように考へておられる方が、であります。その委員の会々々々にはこれに対してどのような考へをお持ちしておりますか。また仮に那古小学校の天井に一定の額を割りましたらと、それに対する何パーセントのものはおめがめがなす。予算を割ってやることについては、将来如何のこと、この間の条件で、予算を割る考へておられるか、どうするか、この二大問題について、是非の答はあります。

○教育長(上藤和平君)は答へていいたします。学校の校舎の増設案これ
 は文部省の定めました。指定してありますところの危険校舎をこの
 危険度によつて二年間計画、年次計画を描くところナリであり
 まへるとして予算のほら予算をよく勘案してまいして逐次予算
 の許す範囲にありて実施して行きたい。とらういふことは巻としてあり
 ます。なおお話の向崎の講堂は危険度が非常にお高に上つていふことば
 文部省でも指定してありますので普通修繕費のあとに予算の許
 す範囲でこれを実施したいと考えてあります。

○三番一守勢仙之助君(もつ一兵衛)も一兵衛も一那木の例で地元からいふ人の
 御付も一兵衛からいふ一兵衛の御付はサモーンといふかといふこと
 にかつていふことあるものを御おつかうしますが、お食のたすのめが
 せんか。
 ○三番(田村利男君)との大市長からお答にいらします。

講堂の件だと御いしますか。(い)ぶらぶらして御が答あり(か)るべく答
 せんか。余らうと思ひます。しかし金がないことにはどうにもなりませんので

母會にて教育委員の公本業の考之方と全然違つた方向に予算を
とつたといふ懸念があります。その間に理事及び委員の現在
まどきにおつた。理事及び委員の間にこの間に委員の間の
んと承りらして思ふ所。

○教育委員(江藤和子)の答へに反します。私が就任して十カ月で
はありますが、その間に多くの委員の答へからこの間の横車を押されて
予算の押さへたことか。あつた。非常口他を圧迫して語りあつた
こと有利に持つて行つたこと。この間にこの間にこの間に
の議決されたことの事項を実行に當つて忠実に執行してまいりといふ
な気持を持つておられます。現にまどきにまどきにまどきに

○三番)伊勢の会社(伊勢)の答へに反します。その間に委員の間の
まどきにおつた。理事及び委員の間にこの間に委員の間の
まどきにおつた。理事及び委員の間にこの間に委員の間の

○教育委員(江藤和子)の答へに反します。

〇三十一番(数正田七郎)の(那)の講堂の問題は本は多くしまがらかに
知つておるごでありまして、東京に賛成するものがありませんが、たが
市長さんにお伺いしたことは先ほど市長さんの御答弁のなかで予算の
あるところならば、これを換言いたしますれば、早いものでござり
勝ち、しかも教育の予算を公平に使うところからいって、三つした考
え方は是正するのが、かゝるべきにやなかりかと思つてござります。
と、この市長さんにお伺いしたことは、従来の方針として教育の問題はこ
の講堂とか図書館のようなものは地元で半分出て予算措置をして
つてきたように思つた。これは従来のひとつ逸した市の財政からい
つて暫定措置として止むを得ないと思つてござりますが、半額を
これに、餘則がもなりごうが、不文律で決つておつた。しかし、館
のつとまは、校舎の一部を地元で負担させるか、かなり凶酷な苛
罰な処置を
つとまは、地元は市の財政を助けて、得なことを、送るのことは、
んですが、しかも、教育施設である以上、校舎、講堂、図書館等は、

かまします。PTAで三十万の返しますか。とあまで、必要は教室の口の金を
出せよ。たはだ。どはど。な。りませぬ。

と。か。く。講。堂。の。回。題。は。な。り。ま。す。が、半額を却ていし。う。な。鉄。則。は。手
り。こ。ら。せ。り。ま。せ。ん。北。条。小。学。校。の。回。題。は。大。体。北。条。館。山。口。公。子。館。と。い。ふ。も
の。が。な。り。館。の。講。堂。も。し。か。り。で。あ。り。ま。す。が、大。体。館。山。市。で。行。り。ま。す
ふ。ん。館。的。会。場。は。二。千。と。北。条。小。学。校。の。講。堂。と。あ。り。ま。す。の。で、本。当
は。全。額。く。ら。い。市。で。持。ち。な。り。た。げ。い。け。な。い。こ。と。こ。と。を。半。額。出。し。て。い。た。ら。い
た。け。い。な。い。と。い。ま。す。こ。の。情。勢。を。と。ま。ま。は。半。額。以。上。本。し。こ。ま。ら。い
ら。い。と。い。う。の。が。市。長。の。本。音。と。い。ま。す。以。上。と。い。な。ら。ま。す。

○三。一。番。一。校。全。田。で。部。署。し。市。長。さ。ん。の。御。答。弁。は。な。ん。と。い。う。ま。す。が、市。の。理。由
事。者。と。し。て。悪。い。言。葉。を。い。ふ。は。御。命。令。主。義。に。や。な。ら。か。と。思。い。こ。う。と。い。う。の
こ。と。早。い。ま。の。勝。手。か。勝。り。勝。手。の。こ。と。は。観。念。は。あ。ら。な。い。と。い。う。の。
と。な。か。ら。を。取。り。な。か。つ。た。持。ち。が。負。担。した。た。め。に。い。う。た。と。し。て。ま。か。ら
ま。し。ま。す。に。た。い。し。か。ん。も。教。育。施。設。を。必。ず。す。の。な。い。も。の。と。い。う。こ。の。父。母。の

このおみごとをも南へともあります。 感荷の深きおみごとのことばをい

ります。が、教養者としての自己の責任におこるべくおみごとのことばをい

ていへば、遠くへおみごとのことばをいへば、おみごとのことばをいへば、おみご

とのことばをいへば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをいへば、

〇三十一日 島田 教養者としての自己の責任におこるべくおみごとのことばをい

へば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをい

へば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをい

へば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをい

へば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをい

へば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをい

へば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをい

へば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをい

へば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをい

へば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをいへば、おみごとのことばをい

○三十二番(望月 暉作君) 才入の地方交付税の問題でひとつだけ伺ひします。いつも追加予算のときには地方交付税が出来ますが、これは大体どのくらい交付せられた見直しがあるか。もうひとつ現在まで交付せられた額を教えてもらいたいと思う。

○総務課長一見 貴君) お答えいたします。交付税が大体いくらはなるかということについては現在のところではわかりません。それと大体概算決定の参りますのが八月の終りあたりになりますので八月に参ります。ほぼ推定がそのでございます。

それからいままで三十二年で交付せられたものは一十三百万円でございます。この関係からしますと、これが大体四回くるわけでございますので五千二百万くらいあるんじゃないかと予想があります。決定にはならないとわかりません。おそろくこんな感じでいえないでしょうかと思います。

○三十四番(飯田 義男君) 先ほど教育長さんからお話がありました。府県折差巧技舎の年次修理ならびに改築計画があたりということ

このようにありますが、ケルンがなして符捕るんがこちから、かまへん早急
にこの早急計画、このおのりだんへ行かたことこのんんん、この財政に思
ひかたこの月説を御養書おかりたこと思ひます。

。養育書、(1) 藤知平書 (1) 毎日養書に下したること思ひます。

。養育書 (1) 井 養書 (1) この養育書に下したことは、(1) 財政に思ひます。

のた養育書の養育書に下したことは、(1) 財政に思ひます。この養育書に
下したことは、(1) 財政に思ひます。

(1) 養育書に下したことは、(1) 財政に思ひます。

。養育書 (1) 井 養書 (1) 毎日養書に下したことは、(1) 財政に思ひます。

毎日養書に下したことは、(1) 財政に思ひます。

。養育書 (1) 井 養書 (1) 毎日養書に下したことは、(1) 財政に思ひます。

毎日養書に下したことは、(1) 財政に思ひます。

毎日養書に下したことは、(1) 財政に思ひます。

毎日養書に下したことは、(1) 財政に思ひます。

改修方のめあてがわきりかたにたいしては、その方針をきいておきたいと思つた。

○議長(るす) 津野君(海軍大臣)は、この議案の趣意を述べたので、その趣意の如何が

ありますので、そこで議案の趣意が如何なるものであるか、その趣意を述べたいので、

と申すので、

「海軍大臣の答へ」(海軍大臣の答へ)

○議長(るす) 津野君(海軍大臣)は、この議案の趣意を述べたので、その趣意の如何が

ありますので、

○議長(るす) 津野君(海軍大臣)は、この議案の趣意を述べたので、その趣意の如何が

ありますので、

午後五時五十分閉会

昭和三十三年一月二十七日

海軍大臣の答へ

石井 潔

全變錄羅子謙

同

飯也我
後歸也



